別表第２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種類 | | 基準最大支給量 | 加算後最大支給量 | 加算要件 |
| 介護給付 | 居宅介護  （身体介護） | 区分1・2　児童　区分1  　1時間×19回／月  区分3・4　児童　区分2  1.5時間×19回／月  区分5・6　児童　区分3  2時間×19回／月 | 家事援助とあわせて  124時間／月 | 以下のいずれか2つに該当する者  ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者  ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者  ・医師の指示により1.5時間以上／回、週4回以上の支  援が必要な者  ・住宅の状況により1回の介護に1.5時間以上の時間が  かかる者 |
| 居宅介護  （家事援助） | 1.5時間×14回／月 | 身体介護と合わせて  124時間／月 | 以下のいずれか2つに該当する者  ・重度訪問介護支給対象者と同等の身体状況である者  ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者  ・児童で精神状況・身体状況により1.5時間以上／回の  見守りが必要である者 |
| 通院等介助（身体介護を伴う） | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者  （医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 通院等介助（身体介護を伴わない） | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者  （医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 通院等乗降介助 | 10時間／月 | 通院に必要な時間数／月 | 医師の指示により10時間／月以上の通院が必要な者  （医師の指示がサービス等利用計画に明記されていること） |
| 重度訪問介護 | 8時間×31回／月  （うち外出時の移動加算可能時間　4時間×31回／月） | 13時間×31回／月  （うち外出時の移動加算可能時間　4時間×31回／月） | 以下のいずれにも該当する者  ・障害支援区分5以上である者  ・単身世帯または同居家族が介護できない状況である者  ・日中活動系のサービスを利用していない者 |
| 行動援護 | 10時間／月 | 50時間／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 同行援護 | 50時間／月 | 80時間／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 重度障害者等包括支援 | 80,000単位／月 | 102,000単位／月 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 療養介護 | 当該月の日数 |  |  |
| 短期入所 | 10日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 生活介護 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 施設入所支援 | 当該月の日数 |  |  |
| 訓練等給付 | 自立訓練  （機能訓練・  生活訓練） | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 宿泊型自立訓練 | 当該月の日数 |  |  |
| 就労移行支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 就労定着支援 | 31日 |  |  |
| 就労継続支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合 |
| 共同生活支援  （グループホーム） | 当該月の日数 |  |  |
| 自立生活援助 | 31日 |  |  |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援  （医療型を含む） | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 放課後等  デイサービス | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 保育所等訪問支援 | 2日 | 4日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 23日 | 27日 | 申請者より標準の日数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 地域生活支援事業 | 移動支援（身体介護を伴う・伴わない） | 30時間 | 80時間 | 申請者より標準の時間数を超えて利用が必要と申し出があり、町が必要と認めた場合。 |
| 訪問入浴 | 3回／週 |  |  |
| 日中一時支援 | 当該月日数－8日 | 31日 | 両親の就労や介護等の理由で介護が困難な場合  就学児の長期休暇時 |